

一般社団法人日本施設園芸協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本施設園芸協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、施設園芸経営の近代化と優良な施設園芸資材の普及を図るため、必要な調査研究、指導、情報活動等に関する事業を行い、施設園芸の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施設園芸経営及び施設園芸資材に関する調査研究
- (2) 施設園芸経営及び施設園芸資材に関する講習会等の開催、講師の派遣その他の指導
- (3) 施設園芸団地の造成計画、設計、経営技術等に関するコンサルタント活動
- (4) 施設園芸優良資材の普及に資するための情報活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(規約)

第5条 この法人の事業を遂行するために必要な規約は、この定款に規定してあるもののほか、理事会の議決を経てこれを定める。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、法人の事業に賛同して入会した団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、会員総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

2 既納の会費は、会員の退会の場合においても、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員及び第12条で定める賛助員は、理事会で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、この法人は、その会員総会の開催日の10日前までに当該会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、会員総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(賛助員)

第12条 理事会の定めるところにより所定の申込みをした者は、賛助員となることができる。

2 賛助員は、総会で別に定める賛助費を納入しなければならない。

3 賛助員は、この法人が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、本会の事業に参加することができる。

4 賛助員は、次の事由により、本会を退会する。

- (1) 賛助員から退会の申出があったとき
- (2) 死亡又は解散
- (3) 賛助費を2年以上納入しないとき
- (4) 会長が除名を適当と認めたとき

5 既納の賛助費は、賛助員の退会の場合においても、これを返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第13条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第15条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第16条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議権)

第18条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 会員総会決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決)

第20条 会員総会に出席できない会員は、書面又は代理人により議決権を行使することができる。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

3 第1項の代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会員総会に出席した会員のうちからその会員総会において選任された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 25名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。また、理事の中から、副会長を若干名置くことができるものとする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、副会長は会長を補佐し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の職務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執

行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問)

第29条 本会に名誉会長1人及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会において選任する。

3 名誉会長は、会長に対し助言を行う。

4 顧問は、施設園芸に関する学識経験者又は本会に功労があった者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

5 顧問は、本会の運営の基本方針に関して、会長の諮問に応じて意見を述べる。

6 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 会員総会に付議すべき事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けた時又は会長に事故があるときは、理事会が別に定めるところにより、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 設立登記の日の前日に作成された財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 助成金又は交付金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める。

2 会計に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める

(借入金)

第37条 この法人は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 この法人は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、会員総会の決議を経て、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

(解散)

第43条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局等

(事務局及び職員)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 3 職員の任免は、会長が行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は篠原温とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。